

(別紙 2)

## 新潟県農業再生協議会事務処理規程

平成 16 年 4 月 1 日制定  
平成 19 年 3 月 27 日改正  
平成 20 年 12 月 18 日改正  
平成 21 年 4 月 21 日改正  
平成 23 年 5 月 31 日改正  
平成 25 年 4 月 26 日改正  
令和 3 年 5 月 31 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、新潟県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織 責任者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業（県事業名：経営所得安定対策推進事業）の実施に係る事務

新潟県農業協同組合中央会 農業地域対策部長

(2) その他に係る事務

新潟県農業協同組合中央会 農業地域対策部長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る新潟県農業再生協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る新潟県農業再生協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第 4 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、新潟県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。